

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【会社名】	エス・バイ・エル株式会社
【英訳名】	S×L Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 荒川 俊治
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋1丁目8番30号
【電話番号】	06(6242)0555(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 岩崎 和行
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天満橋1丁目8番30号
【電話番号】	06(6242)0555(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 岩崎 和行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,170,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	35,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 1,000株

(注) 1. 平成23年8月12日(金)開催の取締役会決議によります。なお、本有価証券届出書における普通株式の発行は、株式会社ヤマダ電機(以下「ヤマダ電機」といいます。)により平成23年8月15日から開始される予定の当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立することを条件としています。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	35,000,000株	2,170,000,000	1,085,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	35,000,000株	2,170,000,000	1,085,000,000

(注) 1. 本募集は、株式会社ヤマダ電機を割当先として行う第三者割当(以下「本第三者割当増資」といいます。)の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
62	31	1,000株	平成23年10月11日	-	平成23年10月12日

(注) 1. 全株式をヤマダ電機に割当て、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。

3. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

5. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
エス・パイ・エル株式会社 経営管理グループ	大阪市北区天満橋1丁目8番30号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 大阪営業部	大阪府中央区備後町2丁目2番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,170,000,000	13,000,000	2,157,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、主にアドバイザー・フィー（2,000,000円）、弁護士費用（3,000,000円）、登記費用その他費用（8,000,000円）です。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額2,157百万円につきましては、住宅展示場等・工場への設備投資、住宅事業における新技術開発費用、及び金融機関からの借入金の返済に充てる予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

なお、支出時期までの資金管理につきましては、安定的な金融資産である銀行預金で運用する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
住宅展示場等・工場への設備投資	1,000	
<内訳>		
・住宅展示場の新規出店、既存住宅展示場の建替及び大型ショールーム（注1）の開設に要する費用	800	平成24年4月～平成24年9月
・工場の生産性向上（注2）及び工場の省電力対応（注3）に要する費用	200	平成24年4月～平成24年9月
住宅事業における新技術開発費用	500	
<内訳>		
・戸建住宅における地熱利用のための技術開発に要する費用	100	平成24年4月～平成24年9月
・狭小地における3階建住宅建設のための技術開発に要する費用（指定認定機関からの型式適合認定に要する費用を含みます。）（注4）	400	平成24年4月～平成24年9月
金融機関からの借入金の返済 取引銀行からの短期借入金の返済	657	平成23年11月～平成24年3月
合計	2,157	-

(注) 1. 大型ショールームとは、建材・設備を展示し、お客様と打合せができる施設、及び体験型常設展示会場等をいいます。

2. 工場における生産性向上とは、当社の住宅の主要構造体であるパネルの生産工場におけるパネル生産ラインの性能向上をいいます。

3. 工場の省電力対応とは、工場施設照明をLED化することを指しています。

4. 本費用には、狭小地において3階建住宅を建設するために必要となる指定認定機関（建築基準法第77条の36から同条の39までの規定に基づき、国土交通大臣より型式適合認定を行うことができる機関として指定を受けた機関）からの型式適合認定（建築基準法第68条の10に定める認定で、構造、防火、設備等が建築基準法に適合しているかを専門の委員が予め審査し、認定を行う。）に要する費用を含みます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社ヤマダ電機
本店の所在地	群馬県高崎市栄町1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成23年6月29日 第34期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日） 四半期報告書 平成23年8月12日 第35期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

b 提出者と割当予定先との関係

提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社とヤマダ電機との間には、記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とヤマダ電機の間には、特筆すべき出資関係はありません。
	人事関係	当社とヤマダ電機との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とヤマダ電機の間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	当社とヤマダ電機との間には、記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とヤマダ電機の間には、特筆すべき資金関係はありません。
	技術又は取引等の関係	当社とヤマダ電機との間には、記載すべき技術又は取引等の関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社とヤマダ電機の間には、特筆すべき技術又は取引等の関係はありません。

（注）当社との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、創業60周年を迎える歴史のある老舗住宅メーカーであり、木質パネル工法を主体とした技術力と「小堀住研」時代からのデザイン力が評価されております。

住宅市場は、住宅ローン減税、贈与税非課税枠の拡充、住宅エコポイント等の各種住宅関連政策により、住宅着工戸数に持ち直しの動きが見られたものの、所得環境は依然厳しく、雇用の先行きに対する不安は継続しております。さらに、本年3月に発生した東日本大震災により景気の先行きは予断を許さない状況となっております。このような事業環境のもと、当社グループは受注効率をアップし、強固な利益創出体制を確立することを経営課題とし、「営業力の強化」、「組織体制の適正化」、「エス・パイ・エルブランドの浸透」、「強固な財務体質の構築」、「原価低減・施工品質向上の推進」の5つを柱として推進してきております。その結果、平成21年3月期から3期連続で最終黒字化を達成し、一定の成果を上げてきております。しかし、売上高は依然として減少傾向であり、利益水準も十分とは言えず、受注量の拡大と同時に利益水準の改善を図り、強固な利益創出体制を確立することが直近の最重要課題となっております。

一方、ヤマダ電機グループは、家電専門小売業として、経営理念に「創造と挑戦」「感謝と信頼」を掲げ、絶えずイノベーションを発揮しながら成長しており、平成22年3月期には、国内専門量販店として初となる「売上高2兆円」を達成し、平成23年3月期には2期連続での売上高2兆円を達成、家電業界のリーディングカンパニーとしてその地位を確かなものとしております。

ヤマダ電機グループは、長引く景気低迷や激しく変化する社会・経営環境の中で持続的な成長を果たすためには、経営体質強化のための改革実践に加え、家電販売を中心とした新たなソリューションビジネスの展開と継続的なCSR活動を通じたCS（顧客満足）向上、環境対策を行うことが重要であると考え、積極的に取り組んでおり、その中でも、積極的な取り組みを行っているのが「スマートハウスビジネス」であります。「省エネ」家電の積極的な提案や普及推進、太陽光発電システム提案による「創エネ」、自ら創り出した電力や余った電力を蓄え必要な時に使える「蓄エネ」のトリプルエコ提案を行い、家電専門小売業のリーディングカンパニーとして日本が直面する「電力事情」や「CO2排出量の削減」「環境への配慮」といったグローバルな問題にも積極的に取り組んでおります。

このような取組みの中、ヤマダ電機グループでは、スマートハウスビジネスの積極的展開のため、既築の中古住宅に太陽光発電装置を搭載し、オール電化を施して再販売する事業を試験的に進め、ノウハウを蓄積してまいりましたが、東日本大震災による電力不足の影響から、全国的な省エネ意識の高まりは急速に拡大しており、スマートハウスビジネスの事業展開スピードを上げていくことが急務であり、そのためには新築住宅を含めた住宅事業のノウハウの獲得が必要であるとの判断に至ったとのことです。

当社においても、お客様の省エネ意識の高まりに対応するため、昨年より実証実験を重ねてきた自然エネルギー活用の新技術「太陽の光&熱のX(パイ)ソーラーシステム」、「独立系直流(蓄電)LED照明システム」、「光ダクトシステム」、「光熱費の見える化エコダイエットシステム」を本年6月より販売を開始しております。また、東日本大震災の被災地の皆様へのサポート強化のため、「エス・パイ・エル 住まいの復興支援センター」を本年7月より開設し被災地の皆様の住まいに関する各種相談に対応しております。

このような状況の中、当社は、本年6月頃から、筆頭株主である株式会社ユニファイド・パートナーズ(以下「ユニファイド・パートナーズ」といいます。)から当社の企業価値向上のための提携先候補としてヤマダ電機を紹介いただき、当社、ユニファイド・パートナーズ及びヤマダ電機の3社にて協議を進めてまいりました。

当社は従来の戸建住宅メーカーの枠に捉われない柔軟な発想で顧客のニーズに対応することを経営方針としておりましたが、当社の経営方針とヤマダ電機の従来の家電量販店の枠に捉われない「創造と挑戦」の理念が一致し、当社の戸建住宅のノウハウがヤマダ電機の推進しているスマートハウスビジネスの展開加速のために有用であること、また当社にとりましても、ヤマダ電機と提携することで、信用力が向上し、営業力の強化につながることから、当社がヤマダ電機の連結子会社となり、両社が強固なパートナーとなることが、両社グループの一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

そのため、ヤマダ電機は、当社を連結子会社化することを目的に、本公開買付けを実施し、当社は本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、ヤマダ電機を割当先として本第三者割当増資を行うことといたしました。ただし、本第三者割当増資は、当社がヤマダ電機との間で提携関係を構築するための一連のスキームの一部として行うものでありますので、本第三者割当増資の実行は、本公開買付けが成立することを前提条件としております。なお、本第三者割当増資の発行新株式数である当社普通株式35,000,000株は、両社のシナジーの早期発現のためには、本公開買付けの買付予定数の下限である67,400,000株とあわせてヤマダ電機が当社の議決権の過半数を所有し、連結子会社化することが有用であること、また当社の更なる成長及び企業価値の向上のための積極的な設備投資等のための資金が必要であることを踏まえて、両社で協議のうえ、決定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 35,000,000株

e 株券等の保有方針

ヤマダ電機は、当社普通株式を長期保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、ヤマダ電機から、払込期日より2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社はヤマダ電機が本第三者割当増資の払込みについて必要な資金を保有している旨の説明を受けており、ヤマダ電機の資金等の状況については、同社の第34期（平成23年3月期）有価証券報告書の貸借対照表及び第35期（平成24年3月期）第1四半期決算短信の連結貸借対照表により十分な現金及び預金が存在することを確認しております。

以上より、当社はヤマダ電機が本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

当社は、割当予定先が東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書記載の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにおける「上場会社詳細」等にて確認するとともに、割当予定先へのヒアリングにより、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等である事実、特定団体等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は一切ないことを口頭で確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

（1）【発行価額の算定根拠】

発行価額の決定に際しては、公正性を期すため、当社は独立した第三者算定機関である有限責任監査法人トーマツ（以下「監査法人トーマツ」といいます。）に対して当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年8月11日付で監査法人トーマツより株式価値算定書を取得しております。

当社の取締役会は、上記の株式価値算定書を踏まえて、当社の業績動向、財務状況、株価動向、ヤマダ電機との協議内容及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の規定等を総合的に勘案し、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間（平成23年7月12日から平成23年8月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値62円（小数点以下四捨五入）を参考とした上で、発行価額を62円（直前営業日の終値に対して8.77%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアム）といたしました。

取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を参考とした理由は、昨今の不安定な株式市場や当社の株価動向・売買高等を考慮し、取締役会決議の直前営業日の終値という一時的な株価を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、直前営業日までの3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を参考としなかった理由は、平成23年3月11日の東日本大震災の発生後、当社の株価が乱高下しており、一定期間の平準化という観点からは適当でないと判断したこと、更に当社は平成23年6月28日に第60期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書を提出しており、かかる直前営業日までの3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を採用した場合には、当該有価証券報告書の提出前の株価も織り込まれてしまうことから適当でないと判断したためです。

この発行価額については、当社として、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値62円（小数点以下四捨五入）が、直近の財務・業績の内容を反映しており、直近の市場価格として当社株式の価値をより公正に反映していると判断したうえで、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、株式会社ヤマダ電機と協議したうえで決定したものであります。また、直前営業日の終値に対して8.77%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムであることから日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していると共に、上記、監査法人トーマツから取得した株式価値算定書の算定結果（市場株価法56円～67円、類似会社比較法55円～66円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法60円～71円）から著しく乖離していないことから、当社は、当該発行価額は合理的で有利発行には当たらないと判断しております。

また、この発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値平均値65円（小数点以下四捨五入）に対して4.62%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値67円（小数点以下四捨五入）に対して7.46%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントとなり、当該発行価額は有利発行に該当しないと判断しております。

なお、同取締役会に出席した全監査役は、本第三者割当増資は財務基盤の強化に資するものであること、またその発行価額については、取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値を参考として決めており、独立した第三

者機関である監査法人トーマツから平成23年8月11日付で取得した株式価値算定書の内容からしても、有利発行に該当せず適法であると認められる旨の見解を述べております。

（２）【発行条件の合理性に関する考え方】

本第三者割当増資により、ヤマダ電機に対して割り当てられる普通株式35,000,000株の、平成23年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数168,515,184株（総議決権168,057個）に対する割合は20.77%（総議決権数に対する割合20.83%）であり、本第三者割当増資により当社普通株式1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

一方で当社は「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「4 新規発行による手取金の使途」「(2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資による差引手取概算額2,157百万円を、住宅展示場等・工場への設備投資（1,000百万円）、住宅事業における新技術開発費用（500百万円）、及び金融機関からの借入金の返済（657百万円）に充当することは、収益拡大に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることができると判断しております。これに加えて、本第三者割当増資と本公開買付けにより当社がヤマダ電機の連結子会社となることで、両社の提携関係を深化させ、シナジーを最大限に発揮できるものと考えております。

なお、上記のとおり、本第三者割当増資の実行は、本公開買付けが成立することを前提条件としており、本第三者割当増資と本公開買付けには一定の関連性が認められるため、当社は、当社取締役のうち本公開買付け及び本第三者割当増資に関して利益相反の可能性のある取締役を除いて、本第三者割当の実施に係る決議を行っております。すなわち、当社取締役のうち南黒沢晃はヤマダ電機と平成23年8月12日付で公開買付応募契約を締結しているユニファイド・パートナーズの従業員を兼務しているため、また宮脇保夫はユニファイド・パートナーズの完全親会社である野村ホールディングス株式会社の完全子会社である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の従業員を兼務しているため、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役（以下「特別利害関係人」といいます。）に該当する可能性が否定できず、利益相反のおそれを回避する観点から、これらの各取締役は、当社の取締役会における本第三者割当増資に関する審議及び決議には参加せず、平成23年8月12日開催の取締役会においては、上記2名の当社取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。一方で、南黒沢晃及び宮脇保夫が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、当社取締役会決議に係る定足数確保の観点から、南黒沢晃及び宮脇保夫を含む当社取締役全員によっても、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。また、当社取締役会には当社の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

以上のとおり、本第三者割当増資により、当社は収益拡大のための投資が可能となり、また財務基盤の安定化を図れ、当社の企業価値及び株式価値の向上にもつながるものと考えているため、その発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

割当先であるヤマダ電機は、平成23年8月12日に本公開買付けの開始決定を公表する予定であるとのことですが、本公開買付けは当社を連結子会社とすることを目的に実施されるとのことであり、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合には、ヤマダ電機は過半数の議決権を有する支配株主となる見込みでありますので、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
ユニファイド・パート ナーズ株式会社	東京都千代田区大手町2丁 目2-2	67,400	40.11	67,400	33.19
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	-	-	35,000	17.24
ブルトスーA号有限責任 事業組合	東京都千代田区丸の内2丁 目2-1	4,640	2.76	4,640	2.29
株式会社みずほコーポ レート銀行	東京都千代田区丸の内1丁 目3-3	3,250	1.93	3,250	1.60
株式会社KBT	兵庫県西宮市与古道町2番 30号	2,500	1.49	2,500	1.23
トステム株式会社	東京都江東区大島2丁目1 -1	2,498	1.49	2,498	1.23
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2-10	1,179	0.70	1,179	0.58
三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁 目5番2号	1,071	0.64	1,071	0.53
遠藤 四郎	東京都稲城市	960	0.57	960	0.47
エス・パイ・エル社員持 株会	大阪市北区天満橋1丁目8 -30	893	0.53	893	0.44
荒川 俊治	愛知県日進市	771	0.46	771	0.38
計	-	85,163	50.68	120,163	59.18

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日時点の株主名簿をもとに作成してあります。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入してあります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資後の総議決権数203,057個に対する割合です。

4. 今回の割当予定先以外の株主の議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算してあります。

5. ヤマダ電機による平成23年8月12日付「エス・パイ・エル株式会社株式に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」（以下「ヤマダ電機プレスリリース」といいます。）によれば、ヤマダ電機はユニファイド・パートナーズとの間でユニファイド・パートナーズが保有する当社の普通株式67,400,000株の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。したがって、ユニファイド・パートナーズの割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は本公開買付けへの応募によって相当程度低下することが見込まれます。また、同プレスリリースによれば、本公開買付けには買付予定数の下限として67,400,000株、上限として85,000,000株が設定されているとのことです。したがって、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、ヤマダ電機の割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、50.43%から59.10%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

（募集の目的及び背景）

当社は、創業60周年を迎える歴史のある老舗住宅メーカーであり、木質パネル工法を主体とした技術力と「小堀住研」時代からのデザイン力が評価されております。

住宅市場は、住宅ローン減税、贈与税非課税枠の拡充、住宅エコポイント等の各種住宅関連政策により、住宅着工戸数に持ち直しの動きが見られたものの、所得環境は依然厳しく、雇用の先行きに対する不安は継続しております。さらに、本年3月に発生した東日本大震災により景気の先行きは予断を許さない状況となっております。このような事業環境のもと、当社グループは受注効率をアップし、強固な利益創出体制を確立することを経営課題とし、「営業力の強化」、「組織体制の適正化」、「エス・パイ・エルブランドの浸透」、「強固な財務体質の構築」、「原価低減、施工品質向上の推進」の5つを柱として推進してきております。その結果、平成21年3月期から3期連続で最終黒字化を達成し、一定の成果を上げてきております。しかし、売上高は依然として減少傾向であり、利益水準も十分とは言えず、受注量の拡大と同時に利益水準の改善を図り、強固な利益創出体制を確立することが直近の最重要課題となっております。

一方、ヤマダ電機グループは、家電専門小売業として、経営理念に「創造と挑戦」、「感謝と信頼」を掲げ、絶えずイノベーションを發揮しながら成長しており、平成22年3月期には、国内専門量販店として初となる「売上高2兆円」を達成し、平成23年3月期には2期連続での売上高2兆円を達成、家電業界のリーディングカンパニーとしてその地位を確かなものとしております。

ヤマダ電機グループは、長引く景気低迷や激しく変化する社会・経営環境の中で持続的な成長を果たすためには、経営体質強化のための改革実践に加え、家電販売を中心とした新たなソリューションビジネスの展開と継続的なCSR活動を通じたCS（顧客満足）向上、環境対策を行うことが重要であると考え、積極的に取り組んでおり、その中でも、積極的な取り組みを行っているのが「スマートハウスビジネス」であります。「省エネ」家電の積極的な提案や普及推進、太陽光発電システム提案による「創エネ」、自ら創り出した電力や余った電力を蓄え必要な時に使える「蓄エネ」のトリプルエコ提案を行い、家電専門小売業のリーディングカンパニーとして日本が直面する「電力事情」や「CO₂排出量の削減」「環境への配慮」といったグローバルな問題にも積極的に取り組んでおります。

このような取組みの中、ヤマダ電機グループでは、スマートハウスビジネスの積極的展開のため、既築の中古住宅に太陽光発電装置を搭載し、オール電化を施して再販売する事業を試験的に進め、ノウハウを蓄積してまいりましたが、東日本大震災による電力不足の影響から、全国的な省エネ意識の高まりは急速に拡大しており、スマートハウスビジネスの事業展開スピードを上げていくことが急務であり、そのためには新築住宅を含めた住宅事業のノウハウの獲得が必要であるとの判断に至ったとのことです。

当社においても、お客様の省エネ意識の高まりに対応するため、昨年より実証実験を重ねてきた自然エネルギー活用の新技術「太陽の光&熱のX（パイ）ソーラーシステム」、「独立系直流（蓄電）LED照明システム」、「光ダクトシステム」、「光熱費の見える化エコダイエットシステム」を本年6月より販売を開始しております。また、東日本大震災の被災地の皆様へのサポート強化のため、「エス・パイ・エル 住まいの復興支援センター」を本年7月より開設し被災地の皆様の住まいに関する各種相談に対応をしております。

このような状況の中、当社は、本年6月頃から、筆頭株主であるユニファイド・パートナーズから当社の企業価値向上のための提携先候補としてヤマダ電機を紹介いただき、当社、ユニファイド・パートナーズ及びヤマダ電機の3社にて協議を進めてまいりました。

当社は従来の戸建住宅メーカーの枠に捉われない柔軟な発想で顧客のニーズに対応することを経営方針としておりましたが、当社の経営方針とヤマダ電機の従来の家電量販店の枠に捉われない「創造と挑戦」の理念が一致し、当社の戸建住宅のノウハウがヤマダ電機の推進しているスマートハウスビジネスの展開加速のために有用であること、また当社にとりましても、ヤマダ電機と提携することで、信用力が向上し、営業力の強化につながることから、当社がヤマダ電機の連結子会社となり、両社が強固なパートナーとなること、両社グループの一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

そのため、ヤマダ電機は、当社を連結子会社化することを目的に、本公開買付けを実施し、当社は本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、ヤマダ電機を割当先として本第三者割当増資を行うことといたしました。ただし、本第三者割当増資は、当社がヤマダ電機との間で提携関係を構築するための一連のスキームの一部として行うものでありますので、本第三者割当増資の実行は、本公開買付けが成立することを前提条件としております。なお、本第三者割当増資の発行新株式数である当社普通株式35,000,000株は、両社のシナジーの早期発現のためには、本公開買付けの買付予定数の下限である67,400,000株とあわせてヤマダ電機が当社の議決権の過半数を所有し、連結子会社化することが有用であること、また当社の更なる成長及び企業価値の向上のための積極的な設備投資等のための資金が必要であることを踏まえて、両社で協議のうえ、決定したものであります。

（資金使途の合理性に関する考え方）

当社は、平成18年3月期より、構造改革を進めてきており、人員削減を含む組織のスリム化及び経費削減、原価率改善のための生産改革、有利子負債の圧縮のための余剰資産の売却等を進めてまいりました。その結果、平成21年3月期から3期連続で最終黒字化を達成し、一定の成果を上げてきております。しかし、売上高については、減少傾向であり、また利益水準も十分とは言い難く、収益拡大と一層の財務基盤の強化が課題となっております。本第三者割当増資による差引手取概算額2,157百万円を、「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「4 新規発行による手取金の使途」「(2) 手取金の使途」に記載のとおり、住宅展示場等・工場への設備投資（1,000百万円）、住宅事業における新技術開発費用（500百万円）、及び金融機関からの借入金の返済（657百万円）に充当することは、収益拡大に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることができます。

その結果、当社は、収益拡大及び財務体質の強化が見込まれ、当社の企業価値及び株式価値の向上につながるものと考えており、資金使途には合理性があるものと判断するとともに、上記「募集の目的及び背景」に記載の本第三者割当増資の目的にも合致するものであると判断しております。

（他の資金調達手段との比較）

本第三者割当増資による資金調達により、当社は収益拡大に貢献する住宅展示場等・工場への設備投資及び住宅事業における新技術開発費用のための資金を調達することができると同時に、金融機関からの借入金の返済にも充当することで財務基盤の強化を行うことができます。財務基盤の強化という観点から、借入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債による資金調達では達成できないものであり、当社は、本第三者割当増資を行うことは相当であると判断しております。

また、本公開買付けと本第三者割当増資により支配株主の異動が生じ、当社がヤマダ電機の連結子会社となることは、両者の提携関係を一層深化させ、シナジーを最大限に発揮できると考えられるため、一般募集又は株主割当による株式又は新株予約権付社債の発行等、一般募集又は株主割当によるエクイティ・ファイナンスと比較した場合、当社は、本第三者割当増資を行うことは相当であると判断しております。

以上より、当社は、他の資金調達手段との比較を行ったうえで、本第三者割当増資を行うことは相当であると判断しております。

（既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容）

本第三者割当増資によりヤマダ電機に対して割り当てられる普通株式35,000,000株の、平成23年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数168,515,184株（総議決権168,057個）に対する割合は20.77%（総議決権数に対する割合20.83%）であり、本第三者割当増資により当社普通株式につき1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

一方で、本第三者割当増資による差引手取概算額2,157百万円を、「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「4 新規発行による手取金の使途」「(2) 手取金の使途」に記載のとおり、住宅展示場等・工場への設備投資（1,000百万円）、住宅事業における新技術開発費用（500百万円）、及び金融機関からの借入金の返済（657百万円）に充当することは、収益拡大に貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることができます。

更に、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了することにより、当社はヤマダ電機の連結子会社となりますが、それにより、当社としては、信用力が向上と営業力の強化につながるものと考えております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき1株当たりの株式価値が希薄化するものの、本第三者割当増資の手取金によって収益拡大と財務基盤の強化が達成され、本第三者割当増資により当社がヤマダ電機の連結子会社となることで、当社の企業価値の向上、更には当社株主にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、既存の株主にとって不利益でないものと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

（当社における利益相反の可能性の無い取締役及び監査役全員による承認）

「第3 第三者割当の場合の特記事項」「3 発行条件に関する事項」「(2) 発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社は、当社取締役のうち本公開買付け及び本第三者割当増資に関して利益相反の可能性のある取締役を除いて、本第三者割当の実施に係る決議を行っております。すなわち、当社取締役のうち南黒沢晃及び宮脇保夫は、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本第三者割当増資に関する審議及び決議には参加せず、平成23年8月12日開催の取締役会においては、上記2名の当社取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。一方で、南黒沢晃及び宮脇保夫が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、当社取締役会決議に係る定足数確保の観点から、南黒沢晃及び宮脇保夫を含む当社取締役全員によっても、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。

なお、当社取締役会には当社の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

（経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取等）

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合には支配株主の異動が生じるため、大規模な第三者割当に該当するとともに、東京証券取引所が定めた「第三者割当に係る企業行動規範上の手続き」が必要な場合に該当することから、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見入手を行いました。

すなわち、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係には該当しない独立役員である当社社外監査役1名（氏名：中野正信、属性：当社の社外監査役であり、東京証券取引所に対して一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役である独立役員として届けております。）を含む当社社外監査役2名（上記の中野正信氏に加えて、氏名：光藤二郎、属性：当社社外監査役）に対し、本第三者割当増資に関する事項（募集の目的及び理由、調達する資金の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、今後の見通し）及びその他必要と思われる事項について詳細に説明しました。

その結果、上記社外監査役2名から、本第三者割当増資は、当社の財務基盤の強化及び事業基盤の安定化を図るものであり、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を平成23年8月12日付で入手しております。また、全監査役が本第三者割当増資に関する取締役会に出席し、必要性及び相当性が認められるとの意見を述べております。

また、上記のとおり、ヤマダ電機プレスリリースによれば、本公開買付けには買付け予定数の下限として67,400,000株、上限として85,000,000株が設定されているとのことであり、本公開買付けに対して84,233,000株以上の応募がある場合には、本公開買付けの結果、ヤマダ電機が当社の議決権の過半数を保有することで当社の支配株主に該当する可能性があります（注）。したがって、本第三者割当増資は、本届出書提出日時点においては支配株主との重要な取引等には該当しないものの、本公開買付けの応募状況によっては、本公開買付けの決済時点においてヤマダ電機が当社の支配株主に該当する場合も想定されるところであり、かかる場合には本第三者割当増資の払込時において、本第三者割当増資は当社と支配株主との重要な取引等に該当することになります。

かかる観点から、当社は、本第三者割当増資の内容及び手続きの公正性・透明性・合理性を担保するため、当社及びヤマダ電機から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない監査法人トーマツから当社株式の価値の算定結果を取得し、かかる算定結果を踏まえて本第三者割当増資における発行価額を吟味し、当社及びヤマダ電機から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所からの助言を踏まえた上で、平成23年8月12日開催の当社の取締役会において本第三者割当増資の内容を審議及び決議いたしております。

また、本第三者割当増資が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関しては、支配株主となり得るヤマダ電機と利害関係のない、独立役員である当社社外監査役1名を含む社外監査役2名から、本第三者割当増資の目的、交渉過程の手続き、発行価額の公正性、当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行った上で、本第三者割当増資が当社の少数株主にとって不利益でないものと認められる旨の意見を取得しております。

なお、上記のとおり、本公開買付けの応募状況によっては、本公開買付けの決済時点においてヤマダ電機が当社の支配株主に該当する場合も想定されるところではありますが、本届出書提出日現在において、当社には支配株主が存在しないことから、当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」については定めておりません。もっとも、当社といたしましては、上記のとおり、本第三者割当増資の内容及び手続きの公正性・透明性・合理性を担保するための措置を講じていることから、本第三者割当増資は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

以上のとおり、当社は、本第三者割当の実施に係る決議を当社において本第三者割当増資に利益相反の可能性の無い取締役及び監査役の全員により承認しており、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係には該当しない独立役員である当社社外監査役1名を含む当社社外監査役2名から、本第三者割当増資は、当社の財務基盤の強化及び事業基盤の安定化を図るものであり、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を平成23年8月12日付で入手しており、当社及びヤマダ電機から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない監査法人トーマツから当社株式の価値の算定結果を取得し、かかる算定結果を踏まえて本第三者割当増資における発行価額を吟味し、当社及びヤマダ電機から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所からの助言を踏まえた上で、平成23年8月12日開催の当社の取締役会において本第三者割当増資の内容を審議及び決議いたしており、本第三者割当増資の内容及び手続きの公正性・透明性・合理性を担保するための措置を講じた上で、大規模な第三者割当を行うことについての判断を行っております。

（注）84,233,000株は、当社が平成23年6月28日に提出した第60期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の当社の総株主の議決権（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）の数に、単元未満株式に係る議決権の数（上記有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の単元未満株式408,184株から、平成23年3月31日現在の当社の保有する単元未満自己株式652株を控除した407,532株に係る議決権の数である407個）を加えた議決権168,464個の過半数である84,233個の議決権に係る株式数として計算しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である第60期有価証券報告書及び第61期第1四半期報告書（以下「第60期有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、第60期有価証券報告書等の提出日以降、本届出書提出日までの間において、第60期有価証券報告書等に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、以下のとおりのリスクが生じております。以下の内容は当該追加部分のみを記載したものです。かかる事項は、本届出書提出日現在において当社が判断したものです。

なお、第60期有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

(9) 株式の希薄化について

本第三者割当増資により、ヤマダ電機に対して割当てられる当社普通株式は35,000,000株であり、平成23年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数168,515,184株（総議決権168,057個）に対する割合は20.77%（総議決権数に対する割合20.83%）となります。この結果、当社普通株式1株当たりの株式価値が希薄化することになり、当社の株価や当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合には親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が生じ、当社はヤマダ電機の連結子会社となる見込みです。このため、ヤマダ電機による株主総会での議決権行使等が、当社の事業運営のガバナンスに影響を与える可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第60期有価証券報告書の提出日（平成23年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間に以下の臨時報告書を提出しております。

・臨時報告書（平成23年6月30日）

(1) 提出理由

平成23年6月28日開催の当社第60回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月28日

当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

電子公告ができない場合の公告方法について、公告掲載紙の発行地域を限定する必要がないことから、現行定款第5条（公告方法）の限定地域を削除するものであります。

社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項に定める監査役の損害賠償責任を法令の定める限度に制限する契約を社外監査役との間で締結できる旨の規定として、変更案第36条（社外監査役の責任限定）を新設し、以下の条数を繰り下げるものであります。配当政策を機動的かつ合理的に行うことができるよう、現行定款第38条（剰余金の配当）の四半期配当の基準日を、期末配当および中間配当の基準日とした上で、別途基準日を定めて剰余金の配当ができるように変更するものであります。（変更案第39条）

その他、表現の統一等、字句の修正を行うものであります。（変更案第14条、第16条、第24条）

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、荒川俊治、木原実、宮脇保夫及び南黒沢晃を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、光藤二郎、中野正信を選任するものであります。

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率	可否
第1号議案 定款一部変更の件	104,312	1,119	0	(注)1	98.94%	可決
第2号議案 取締役4名選任の件				(注)2		
荒川 俊治	103,685	1,747	0		98.34%	可決
木原 実	103,607	1,825	0		98.27%	可決
宮脇 保夫	102,098	3,334	0		96.84%	可決
南黒沢 晃	103,512	1,920	0		98.18%	可決
第3号議案 監査役2名選任の件				(注)2		
光藤 二郎	102,731	2,700	0		97.44%	可決
中野 正信	104,171	1,260	0		98.80%	可決

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成比率の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第60期	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	平成23年 6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第61期 第 1 四半期	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日	平成23年 8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

エス・パイ・エル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 祥孝 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一毅 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエス・パイ・エル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エス・パイ・エル株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月16日開催の取締役会において、希望退職制度の実施について決議している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エス・パイ・エル株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、エス・パイ・エル株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月28日

エス・パイ・エル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 祥孝 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田林 一毅 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエス・パイ・エル株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エス・パイ・エル株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エス・パイ・エル株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、エス・パイ・エル株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

エス・バイ・エル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 祥孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエス・バイ・エル株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エス・バイ・エル株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年8月12日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機を割当先とする第三者割当による株式の募集を行うことについて決議している。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年8月12日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機による当社の普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明することを決議している。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

エス・バイ・エル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 祥孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエス・バイ・エル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エス・バイ・エル株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されてるとおり、会社は平成22年4月16日開催の取締役会において、希望退職制度の実施について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月28日

エス・バイ・エル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 祥孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエス・バイ・エル株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エス・バイ・エル株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。